

集合住宅防災資器材購入補助金

マンション等の集合住宅が購入する防災資器材経費の一部を補助します

1. 目的

「共助」の観点から、集合住宅での防災資器材購入を支援することで、地域の総合的な防災力の向上を図ることを目的としています。

2. 補助対象および補助要件

【対象となる集合住宅】

- 台東区内に所在
- 総戸数10戸以上
- 新耐震基準を充たしている

【補助の要件】

- 地元町会に加入している
- 台東区マンション管理組合登録制度に登録済みである
(上記制度は分譲マンションが対象となります)
- 防災資器材購入後、1年以内に防災訓練を実施することができる
- 自主防災組織の規約や防災計画が整備されている
- 過去に本事業の補助金を受けていないこと

3. 補助金額

【補助率】

防災資器材購入費用の2分の1を補助します。
(1,000円未満切り捨て)

【補助限度額】

総戸数10戸以上50戸未満 → 10万円
総戸数50戸以上 → 20万円



4. 対象となる資器材

スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、リヤカー、はしご、バール、スコップ、ハンマー、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、階段搬送機具、救急セット、担架、AED、毛布トランシーバー、メガホンヘルメット、防塵メガネ、軍手、投光器、発電機、テント、ブルーシート、災害時用トイレ 等

※食料品・飲料水は補助対象外です



5. 補助申請の流れ

申請の流れは、以下のとおりです。（資器材購入は交付決定後です）

- 1 区に事前相談し、補助に関する説明を受けます。
- 2 申請書等を作成し、区に提出します。（申請前にメール等で事前確認いたしますので、ご相談ください）
- 3 区は提出された申請書等の内容を審査し、補助の交付を決定します。
- 4 区から交付決定通知書等が届いたら、防災資器材を購入してください。
- 5 購入後に、購入報告書等を作成し、区に提出します。
- 6 区は提出された報告書等の内容を審査し、補助の交付額を確定します。
- 7 区から交付額確定通知書等が届きます。（区が支払処理後に、指定された口座に補助金が振り込まれます）

※資器材購入後 1 年以内に訓練を実施し、実施日から 14 日以内に「防災訓練実施報告書」を提出してください。

※提出書類等をご案内いたしますので、申請予定の方は、事前に危機・災害対策課までご連絡ください。

※区ホームページから様式の一部をダウンロードできます。

（トップページ／防災・防犯／助成・支援／集合住宅防災資器材購入補助金）



お問合せ：台東区 危機・災害対策課
電話 5246-1092